

チャネル エンド カスタマー向け Dell APEX 規約 – 日本

最終更新日：2023 年 5 月 11 日

本チャネル エンド カスタマー向け Dell APEX 規約（以下「**本契約**」といいます）では、デル・テクノロジーズの「**APEX**」ブランドサービス（以下「**APEX サービス**」といいます）および APEX サービスとともに購入されるデル・テクノロジーズのその他の関連サービス（以下「**関連サービス**」といいます）を Dell（以下で定義）がチャネル パートナーに提供する際に従う契約条件を確立し、エンド カスタマーによる APEX サービスおよび関連サービスへのアクセスおよびこれらの使用を規定します。

「**エンド カスタマー**」または「**お客様**」とは、第 2 条（APEX サービス）で詳細に説明されているとおりに、自己の社内業務のために APEX サービスおよび関連サービスをチャネル パートナーから購入した者のことをいいます。「**チャネル パートナー**」とは、デル・テクノロジーズ パートナー プログラムに登録し、個別の契約（以下「**パートナー契約**」といいます）に基づいて APEX サービスおよび関連サービスを Dell から購入した、またはエンド カスタマーに再販するためにこれらを認定 Dell ディストリビューターから購入した Dell ソリューション プロバイダーまたは Dell ディストリビューター パートナーのことをいいます。本契約における「チャネル パートナー」とは、適宜、Dell ソリューション プロバイダー、もしくは Dell ソリューション プロバイダーの APEX サービスおよび関連サービスの購入先である Dell ディストリビューター、またはその両方のことをいうものとします。「**Dell**」とは、APEX サービスの対価をチャネル パートナーに請求するデル・テクノロジーズ組織のことをいいます。

チャネル パートナーおよび Dell 間のパートナー契約に基づいて、チャネル パートナーは、APEX サービスおよび関連サービスのためのお客様およびお客様のチャネル パートナー間の契約条件（以下「**カスタマー契約**」といいます）に本契約を含めるものとします。お客様およびチャネル パートナーは、Dell が本契約の第三受益者であり、自己の裁量により行使することができる本契約の契約条件の執行権を有するものとするに合意します。お客様は、チャネル パートナーがカスタマー契約の内容を Dell、ならびにその関係会社および資金提供パートナーに開示することを承認します。チャネル パートナーがお客様に付与した権利のうち、本契約に定める権利を超えるものは、Dell に義務を課したり、Dell に適用したりしないものとし、チャネル パートナーが当該権利に対する責任を単独で負うものとします。

1. **定義**：

「**関係会社**」とは、(a) お客様に関しては、直接または間接的にお客様を支配する、またはお客様によって所有もしくは支配される、またはお客様と共通の所有下もしくは支配下にある他の組織のことをいい、(b) Dell に関しては、Dell Inc.および Dell Inc.が完全に所有または支配する子会社のことをいいます。「**支配**」とは、議決権または持分の過半数を所有していることをいいます。

「**APEX システム**」とは、APEX サービスを運用するために使用される Dell ブランドの IT ハードウェア（以下「**本機器**」といいます）もしくはソフトウェア（マイクロコード、ファームウェア、オペレーティング システム、およびアプリケーションを含みます）（以下「**本ソフトウェア**」といいます）またはその両方のことをいいます。APEX サービスへの言及には、APEX システムへの言及も含まれます。

「**コロケーション サイト**」とは、（該当する場合に）第三者のサイトのことをいいます。

「**お客様のコンテンツ**」とは、お客様またはお客様のエンド ユーザーが APEX サービスに保管し、使用し、Dell に提供するデータ（すべてのテキスト ファイル、音声ファイル、動画ファイルおよび画像ファイルを含みますが、これらに限定されません）、ソフトウェア（マシン イメージを含みます）、その他の情報のことをいいます。なお、お客様のコンテンツには、お客様による APEX サービスの利用に関連するシステム データで、サービス契約（約款）に記載されているものは含まれません。

「**エンド ユーザー**」とは、お客様が APEX サービスを利用してサービスを提供する可能性があるお客様の顧客またはその他の第三者のことをいいます。

「**本注文**」とは、チャネル パートナーが Dell に対して行う APEX サービスおよび関連サービスの注文であり、Dell が確認したもののことをいいます。

「**サービス レベル アグリーメント**」または「**サービス レベル目標**」とは、APEX サービスの性能に関する、Dell のその時点で最新の確約のことをいいます。該当する場合、サービス契約（約款）にこれらは記載されます。

「サービス契約（約款）」とは、お客様が使用するためにチャネル パートナーが注文した APEX サービスの内容を記載した Dell の文書の、その時点での最新版のことをいいます。

「サイト」とは、APEX システムが設置またはインストールされている場所のことをいいます。サイトは、お客様の施設またはコロケーション サイトのいずれかとなります。お客様はサイトに関する必要な情報をチャネル パートナーもしくは Dell またはその両方に提供するものとします。

「サブスクリプション期間」とは、本注文に定める各 APEX サービスの利用期間および当該期間の延長後の期間のことをいいます。最初のサブスクリプション期間は、本注文もしくはサービス契約（約款）またはその両方に明記されているとおりに開始します。

「第三者請求」とは、(a) お客様のコンテンツまたはサードパーティー製品、(b) 本契約に違反しているお客様またはお客様のエンド ユーザーによる APEX サービスおよび関連サービスの利用、(c) Dell 製ではない製品、Dell が作成したものではないコンテンツ（お客様のコンテンツを含みます）およびサードパーティー製品、またはこれらの一部と APEX サービスとの組み合わせ、または (d) お客様またはお客様のエンド ユーザーによる Dell、Dell 関係会社、または第三者の知的財産権の侵害または不正流用に起因または関連する第三者による主張、請求、法的措置、催告または訴訟のことをいいます。

「サードパーティー製品」とは、Dell ブランドではないハードウェア、ソフトウェア、製品、およびサービスのことをいいます。サードパーティー製品は、APEX サービスに組み込まれたコンポーネントのことではありません。

2. **APEX サービス：**

2.1 **適用範囲：**本契約は、お客様に再販するためにチャネル パートナーが注文した APEX サービスおよび関連サービスに適用され、お客様による APEX サービスおよび関連サービスの購入および使用、ならびにこれらへのアクセスに関連するお客様の権利、責任および制限を規定します。

2.2 **サイトのオプションおよび要件：**

A. **Dell のコロケーション サイト：**Dell が提供するコロケーション サイト オプション（利用可能な場合）をお客様が注文した場合、(a) Dell は適切なデータセンター環境において APEX システムをホスティングするための手配に対する責任を負い、(b) 本契約の第 4.2 条（出荷）、第 4.3 条（APEX システムの所有権）、第 4.4 条（危険負担、保険）、第 6.2 条 A (b)（総則）、第 6.2 条 B（追加の回収権）、第 7.2 条（サイトへのアクセス）、および第 7.5 条（交換パーツ）の条項を適用しないものとします。

B. **Dell 以外が提供するコロケーション サイト：**Dell 以外が提供するコロケーション サイトにお客様が APEX システムを設置した場合、お客様は、第 7.2 条（サイトへのアクセス）で要求している水準で Dell が当該コロケーション サイトに確実に立ち入れるようにする責任を負うものとします。お客様は、Dell 以外が提供するコロケーション サイトにお客様が APEX システムを設置したことを原因として生じるあらゆる紛争、請求、および論争（契約、不法行為（過失を含みます）またはその他のいずれかを根拠とするかは問いません）について、Dell を免責することに同意します。

C. **賃貸人の権利放棄：**Dell またはチャネル パートナーが要求した場合、お客様は、APEX システムに対する Dell の所有権、ならびに APEX サービスおよび本契約に関連して Dell が有する APEX システムへのアクセス権を確認するための賃貸人権利放棄同意書にお客様のコロケーション サイトの賃貸人が署名するよう手配するものとします。

2.3 **サービス契約（約款）：**APEX サービス（Dell が提供するコロケーション サイト オプションを含みます）の範囲および詳細は、サービス契約（約款）に記載されます。サービス契約（約款）に別段の定義が記載されていない限り、サービス契約（約款）における「顧客」または「お客様」への言及は、APEX サービスの提供を受ける権利を有するエンド カスタマーへの言及として理解するものとします。ただし、料金、請求、返金、注文（拡張、延長および追加を含みますが、これらに限定されません）、取り消し、およびこれらに類似する財務条件についてはこの限りではなく、「顧客」または「お客様」とは、「チャネル パートナー」のことを意味するものとします。

2.4 **APEX サービスおよび関連サービスの利用および所有権：**お客様は、(a) サブスクリプション期間中のみにおいて、(b) お客様の社内業務（サービス契約（約款）で許可されている場合に、お客様のエンド ユーザーにサービスを提供することが含まれる場合があります）のためののみ、(c) 本契約に従うことを条件として、APEX サービスにアクセスし、これを利用することができます。Dell が使用許諾した本ソフトウェアが APEX サービスに含まれている場合、お客様は、(i) お客様による APEX サービスの利用に関連して、かつ本契約が定めるとおり、(ii) サブスクリプション期間中のみにおいて、(iii) Dell の [エンド ユーザー ライセンス契約](#)（以下「EULA」といいます）に従うこ

とを条件として、当該本ソフトウェアを使用するものとします。お客様による、(1) APEX サービスの利用の再販および賃貸、ならびに (2) Dell の APEX サービス事業と競合することを意図した、またはかかる競合を目的とした、販売物のサポートにおける APEX サービスの利用は禁じられています。APEX サービスで発生した問題の原因がお客様のコンテンツまたはお客様による APEX サービスの利用であると Dell が判断した場合、お客様は当該問題を特定および解決するために Dell に協力することに同意します。お客様は、APEX サービスおよび関連サービス、ならびに APEX サービスおよび関連サービスを改善、改良、および修正したもの、ならびに APEX サービスおよび関連サービスの二次的著作物のすべてに関するあらゆる権利、権原、および権益、ならびにこれらすべてに関する知的財産権を Dell が所有することに同意します。APEX サービスを利用するお客様の権利は、本契約の書面に具体的に記載された権利に限定されます。お客様は、お客様が APEX サービスおよび関連サービスに関するその他の黙示的な権利を一切有していないことに同意します。Dell は、本契約においてお客様に付与していないすべての権利を留保します。

2.5 クラウド サービス プロバイダーであるパートナー：第 2.4 条 (APEX サービスおよび関連サービスの利用および所有権) および EULA にかかわらず、お客様が、デル・テクノロジーズ パートナー プログラムにおいて必要要件を満たしているクラウド サービス プロバイダー パートナーである場合、お客様は、サービス契約 (約款) に別段の定めがない限り、サブスクリプション期間中にお客様のエンド ユーザーにサービスを提供するために APEX サービスおよび関連サービス (Dell が使用許諾した本ソフトウェアを含みます) を利用する権利を有するものとします。この利用権は、APEX サービスもしくは関連サービスまたはその両方に保管されている、または APEX サービスもしくは関連サービスまたはその両方によって管理されている、または APEX サービスもしくは関連サービスまたはその両方を通じてアクセスするエンド ユーザーの情報、データ、および記録を利用、処理、操作するためにのみ本ソフトウェアを使用するための、非独占的かつ譲渡不能な権利です。

3. 修正：

3.1 総則：Dell は APEX サービスを随時修正する場合があります。修正には、お客様がその時点で最新のサービス契約 (約款) に従うことを条件として利用できる APEX サービスへの新機能オプションの追加や、APEX システムのコンポーネントの変更が含まれる場合があります。Dell は、E メールにより、または APEX Console を通じて、または Dell のセールス担当者を通じて、または APEX サービスを通じて直接、重大な修正をチャネル パートナーに知らせるものとし、当該チャネル パートナーがかかる修正をお客様に知らせるものとします。修正日より後に APEX サービスをお客様が引き続き利用した場合、お客様およびチャネル パートナーは修正後の APEX サービスおよびこれに関連するサービス契約 (約款) の変更を承諾したとみなされるものとします。

4. APEX システムの支払い、出荷、所有権、および保険：

4.1 料金の支払い：お客様は、自らに生じた APEX サービスおよび関連サービスの料金をすべてチャネル パートナーに支払わなければなりません。この義務は、絶対的、無条件、取り消し不可能なものであり、理由の如何を問わず、軽減、減額、相殺、抗弁、遅滞、および反対請求の対象にはならないものとします。お客様がチャネル パートナーに対する支払義務の不履行を是正しなかった場合、これは本契約の重大な違反を構成し、お客様はチャネル パートナーがかかる事由を Dell に知らせることを承認します。

4.2 出荷：Dell は、APEX サービスの一部として含まれている APEX システムがある場合、当該 APEX システムをサイトに出荷するものとします。APEX システムの出荷および納入に関する条件およびプロセスは、適用されるサービス契約 (約款) に記載されるものとします。

4.3 APEX システムの所有権：APEX システム (すべての交換済みパーツを含みます) におけるすべての権利、権原、および権益は Dell が所有しており、サブスクリプション期間の終了時に APEX システムを (交換済みの本機器またはパーツについては、交換後すみやかに) Dell に返却するものとします。APEX システムは Dell の所有物として識別するものとし、お客様は、Dell が APEX システムに付した銘板、ラベル、その他の表示を除去、隠匿、および変更しないものとします。APEX システムは、お客様の融資元の抵当権および担保権の対象にはなりません。さらに、お客様は APEX システムをローンの担保および何らかの負債に対する担保に供することができません。お客様の融資元もしくは債権者またはその他の第三者が APEX システムの所有権を主張した場合、または APEX システムの所有を求めた場合、お客様は Dell にただちに書面で通知するものとします。

4.4 危険負担、保険：お客様は、お客様のサイトに設置されている間に生じた APEX システムのあらゆる破損に対する責任を負います。お客様は、APEX システムに対して、(a) お客様による APEX システムの利用に起因して生じた第三者に対するあらゆる賠償責任、(b) 保険の補償対象となるあらゆるリスクにより生じた APEX システムの紛失および破損に対する交換費用全額、および (c) 善良なる管理者が合理的に保険を付与するその他のリスクのすべてを補償対象とする、信用ある保険会社の保険に加入する、または加入させるものとします。上記の (a) および (b) に関しては、Dell をそれぞれ追加被保険者および保険金受取人として指定するものとします。Dell が要求した場合に、お客様は、かかる条件を満たした保険が有効であることを示す証拠を Dell に提供するものとします。お客様は、あらゆる保

險金請求についてただちに Dell に通知しなければならず、事前に Dell から書面による同意を得ずに、いかなる保険金請求も解決しないことに同意します。

4.5 **財務諸表**：お客様は、チャネル パートナーまたは Dell が合理的に随時要求することができるように、お客様の財務諸表（一般的に受け入れられている会計原則に従って作成されたもの）および本注文または本契約に関連するその他の財務情報（以下「**お客様の財務情報**」といいます）を 5 営業日以内に提供することに同意します。なお、お客様の財務情報の提供には、本契約に定める該当する機密保持条件が適用されます。お客様は、お客様の財務情報をチャネル パートナーおよび Dell に提供することに同意します。本項に基づいて提供された情報が間違っている、誤解を招く、または真正なものではないとチャネル パートナーまたは Dell が判断した場合（時期は問いません）、これは本契約の重大な違反を構成するものとします。

5. 一時停止：

5.1 **総則**：Dell は、(a) お客様が本契約への重大な違反をし、Dell が通知してから 10 日以内に当該違反を是正しなかった場合、(b) お客様が、APEX サービスまたは関連サービスについて支払期日が到来したチャネル パートナーの請求額を支払わなかった場合、(c) チャネル パートナーがパートナー契約への重大な違反（支払期日が到来した Dell の請求額を支払わないことを含みます）をし、Dell が通知してから 10 日以内に当該違反を是正しなかった場合、または (d) お客様またはチャネル パートナーが Dell の[利用規程](#)（サブスクリプション期間中に Dell が利用規程に加えたすべての変更を含みます）（以下「**AUP**」といいます）に違反した場合に、その時点の本注文の対象である APEX サービスおよび関連サービスをすべて一時停止することができます。なお、(d) の場合、Dell はこれらをただちに一時停止することができます。Dell は、法律で認められている場合に、APEX サービスおよび関連サービスの提供を一時停止する前にチャネル パートナーに通知するものとします。ただし、通知することで APEX サービス、APEX サービスの他のユーザー、または何らかの人もしくは財産に危害が及ぶ危険性があると Dell が合理的に判断した場合はこの限りではなく、実行可能な限りすみやかに、または許可された後すみやかに Dell は通知するものとします。Dell は、一時停止の原因となった問題が解決されたことに同意した後、すみやかに APEX サービスおよび関連サービスの提供を再開するものとします。

5.2 **一時停止措置の効果**：お客様およびチャネル パートナーは、一時停止前および一時停止中に生じたすべての該当する料金を引き続き支払うものとします。一時停止中に、該当するサービス レベル アグリーメントまたはサービス レベル目標に基づいてサービス クレジットの付与を受ける権利はないものとします。

5.3 **一時停止を理由とする終了**：Dell が第 5.1 条 (d)（一時停止-総則）に基づいて APEX サービスおよび関連サービスを一時停止する権利を有している場合、Dell は、(a) AUP への違反が生じた場合には、お客様またはチャネル パートナーに書面で通知した後ただちに、または (b) 第 6.1 条 (c)（終了）に定めるとおり、APEX サービスおよび関連サービスを終了する権利も有しています。ただし (b) の場合、30 日の是正期間は、第 5.1 条 (a)（一時停止-総則）に基づいて Dell が最初に通知した日から開始するとみなします。

6. 終了：

6.1 **終了**：Dell は、(a) お客様またはチャネル パートナーが支払不能に陥った場合、支払停止になった場合、または債権者のために譲渡を行った場合、(b) お客様またはチャネル パートナーが被信託人、管財人、もしくはこれらに類似する機関の管理下に置かれた場合、または破産手続きもしくは支払不能手続きの対象になった場合、または (c) お客様が本契約への重大な違反を犯し、Dell またはチャネル パートナーが書面でお客様に通知してから 30 日以内に当該違反を是正しなかった場合に、正当な理由で本契約（すべての本注文を含みます）を終了することができます。

6.2 **終了の効果**：

A. **総則**：APEX サービスおよび関連サービスが期間満了もしくは終了になった場合、または APEX サービスおよび関連サービスが何らかの理由で拒否された場合、お客様は、(a) APEX サービスおよび関連サービスの利用を停止し、(b) サービス契約（約款）に従って APEX システムを返却し、または（サービス契約（約款）において Dell による APEX システムの回収義務が定められている場合に）APEX システムを回収するために、Dell がお客様のサイトにすみやかにアクセスまたは立ち入ることができるようにし、(c) お客様が保有しているまたはお客様の管理下にある Dell の機密情報（適用法がお客様に保持義務を課している情報は除きます）を返却し、または Dell の要求に応じて破壊するものとします。Dell がお客様のコンテンツを削除する時期は、サービス契約（約款）に記載するものとします。お客様は、本契約の終了日までにご提供のお客様のコンテンツのコピーを必要に応じて取ることを徹底する責任を負います。

B. **他の回収権**：お客様は、期間満了時または終了時（理由は問いません）に、（a）Dell が APEX システムをお客様のサイトから回収する自己の権利を行使するために裁判所命令を求める場合があること、および（b）Dell が、かかる権利行使措置に起因して生じた合理的な弁護士報酬をお客様から回収する権利を有することに同意します。

C. **償還請求**：チャネル パートナーおよびお客様は、Dell が、本契約において認められている APEX サービスもしくは関連サービスまたはその両方の一時停止または終了に関して、お客様に対する責任を負わないものとするに合意します。かかる一時停止または終了に関するお客様の唯一の償還請求権（一時停止または終了した APEX サービスもしくは関連サービスまたはその両方について前払い済みの料金の返金を含みます）は、チャネル パートナーに対して行使するものとします。

D. **存続条項**：機密保持および賠償責任に関連する規定、ならびに（Dell がお客様の「**個人データ**」（ADPA で定義）の処理を継続する限りにおいて）ADPA（第 11.2 条（データ処理）で定義）、および終了前に生じた措置を講じるあらゆる権利、ならびに明示的に、またはその性質および背景によって、本契約の終了後も存続することが意図されている本契約のその他の規定は、本契約の終了後も存続するものとします。

7. **サポート サービス**：

7.1 **総則**：APEX サービスには、サービス契約（約款）に記載されているサポート サービスおよび保守サービス（以下「**サポート サービス**」といいます）が含まれます。

7.2 **サイトへのアクセス**：Dell は、サポート サービスまたは関連サービスを提供するために、適時かつサービス契約（約款）に定めるとおり、APEX システムにアクセスする権利を要求します。適時にサイトにアクセスする権利を Dell に提供しない場合、Dell のサポート サービス提供義務および関連サービス提供義務は免責されるものとし、また、Dell は、自己の裁量により、APEX サービスの提供を一時停止することができます。

7.3 **変更**：お客様は、事前に Dell から書面による承諾を得ずに、APEX システムを別の場所に移動することができません。適用されるサービス契約（約款）において、お客様が（a）APEX システムの構成に変更を加えること、または（b）APEX システムのコンポーネントのリモート サポート機能を無効にすることが認められている場合、お客様はかかる行為を実施する前に Dell およびチャネル パートナーの両方に通知するものとします。Dell はすべての要求を確認するものとし、自己の単独の裁量により、かかる要求を承諾または拒否することができます。この場合、追加料金が生じる可能性があります。

7.4 **お客様のコンテンツへのアクセス**：サポート サービスの提供時に、Dell は、お客様が Dell に権限を付与していない限り、APEX システムに保存されたお客様のコンテンツにアクセスせず、当該コンテンツを利用しないものとします。

7.5 **交換済みのパーツ**：お客様は、APEX システムの交換済みパーツを Dell に返却する前に、かかるパーツに保存されたすべてのお客様のコンテンツを削除する責任を負います。また、お客様は、お客様が削除しなかったお客様のコンテンツに対する責任を Dell が一切負わないことに同意します。

8. **保証**：

8.1 **APEX サービスの限定的保証**：チャネル パートナーは、サービス契約（約款）と本質的に適合した状態で APEX サービスが提供されることを保証します。APEX サービスが本保証に適合しない場合、チャネル パートナーおよび Dell の完全な賠償責任、ならびお客様の排他的な救済措置は（a）適用されるサービス レベル アグリーメントおよびサービス レベル目標に定めるとおり、またはかかる定めがない場合には合理的な期間内に、かかる不適合を是正するために Dell が合理的な努力を尽くすものとする、（b）Dell が責任を負うべき事由による不適合を Dell が是正できない場合に、Dell が、APEX サービスの提供を終了することができ、終了した場合に、かかる終了の結果として提供されることがなくなった分の APEX サービスの料金のうち、Dell に前払いした額を Dell がチャネル パートナーに返金することです。お客様がチャネル パートナーに前払いした料金の返金は、お客様およびチャネル パートナー間で相互に合意したとおりとするものとします。お客様は、本保証の対象となる不適合の主張を書面ですみやかにチャネル パートナーおよび Dell に通知するものとします。

8.2 **関連サービスの保証**：チャネル パートナーは、関連サービスが、一般的に受け入れられている業界標準に従って、適切に実施されることを保証します。Dell がこのように関連サービスを実施しなかった場合、お客様は、かかる未実施が最初に発生した日から 10 日以内に、その旨をチャネル パートナーに通知するものとします。この場合、Dell は、合理的な努力を尽くして、合理的な期間内にかかる未実施を是正するものとします。Dell が、合理的な努力を尽くしても、Dell に帰責する理由によりかかる不備を是正することができなかった場合、チャネル

パートナーと Dell の完全な責任、および、お客様の排他的な救済措置は、お客様が、チャネル パートナーに対し、関連サービスに関連する本注文を正当な理由により終了することを Dell に書面で通知させることにより、かかる本注文を終了させることができることです。

8.3 制限：第 8 条（保証）に定める保証は、トライアル サービスまたは無償で提供される APEX サービスには適用されず、(a) 事故、またはお客様もしくは第三者による過失、(b) APEX サービスとともに使用したサードパーティー製品またはその他のサードパーティー製の物品もしくはサービス、(c) Dell の指示および該当するドキュメンテーションに従わずに運用または利用したこと、(d) APEX サービスの設計において意図していない方法または目的での利用、(e) Dell 以外の者による修正、変更、もしくは修理、または (f) Dell の管理が及ばないその他の原因に起因する問題は対象としていません。Dell が提供するコロケーション サイトに APEX システムが設置された場合を除き、チャネル パートナーおよび Dell は、元の識別マークが変更または除去された APEX システムの構成要素によって生じた不適合、および設計時に意図していない環境に APEX システムが設置された場合に生じた不適合に対して一切の義務を負いません。APEX サービスは耐障害性を有するものではなく、フェイルセーフの動作を必要とする危険な環境での利用（APEX サービスの障害が死亡、人身傷害、または物理的損害もしくは財産的損害の発生原因となりうる利用を含みます）（以下総称して「**高リスク活動**」といいます）のために設計されておらず、かかる環境では利用してはなりません。Dell およびチャネル パートナーは、高リスク活動への適合性の明示または黙示の保証を、すべて明示的に否認します。

8.4 保証の否認：本第 8 条（保証）に定める保証を除き、適用法が認めている最大限の範囲において、チャネル パートナーおよび Dell は (a) 他の明示的な保証を行わず、(b) 商品性、特定目的への適合性、権原および権利の非侵害を含む、すべての黙示的な保証を否認し、(c) 制定法、法の作用、取引もしくは履行の過程、または商慣習によって生じるあらゆる保証を否認します。Dell は、APEX サービスの利用および関連サービスの実施において中断およびエラーが生じないことを保証しません。Dell およびチャネル パートナーは、インターネットおよび電子通信の使用に内在する遅延、中断、サービスの不具合、およびその他の問題、ならびに Dell 以外が提供するコロケーション サイトに関連する問題に対する責任を負いません。お客様は、APEX サービスをチャネル パートナーに注文する時に、Dell またはチャネル パートナーによる将来的な機能提供、公式発表や広告、ならびに製品のロードマップに依拠していないことに同意します。

9. APEX トライアル サービス：Dell は、チャネル パートナーを通じて、特定の APEX サービスまたは APEX サービスの機能を無料で評価できる機会（以下「**トライアル サービス**」といいます）をお客様に提供する場合があります。各トライアル サービスは、Dell がお客様またはチャネル パートナーに対しトライアル サービスへのアクセス権を最初に提供した日に開始します。トライアル サービスの期間（以下「**トライアル期間**」といいます）は、チャネル パートナーが Dell に注文するときに定めます。お客様によるトライアル サービスの利用について、お客様は次の事項に同意します。

- (a) トライアル サービスの利用には該当するサービス契約（約款）が適用されること。
- (b) お客様は、トライアル サービスと競合販売物とを比較した結果を、いかなる第三者にも開示してはならないこと。
- (c) 本第 9 条（APEX トライアル サービス）に定めがある場合および本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の他の条項における「APEX サービス」としてトライアル サービスを解釈すること。

10. サードパーティー製販売物：Dell は、オンライン マーケットプレースを通じて、または Dell のその時点で最新のサードパーティー製品再販プログラム（例：「Extended Technologies Complete」、「Software & Peripherals (S&P)」）を利用して、APEX サービスとともに利用するためのサードパーティー製品を販売する場合があります。これらの再販プログラムを通じて、お客様がチャネル パートナーに注文するサードパーティー製品を「**サードパーティー製販売物**」といいます。お客様は、利用可能な場合に、お客様の選択により、サードパーティー製販売物を利用することができます。お客様がサードパーティー製販売物の利用を選択した場合、お客様はかかるサードパーティー製販売物に適用される条件を遵守する責任を負います。かかる責任には、サードパーティー製販売物の提供者が別途課す利用料（Dell に対して支払うか、サードパーティーの提供者に直接支払うかは問いません）に対する責任が含まれます。お客様は、かかるサードパーティー製販売物について、サードパーティーである製造者またはサプライヤーが定めるライセンス、サービス、保証、補償、およびサポートに関する標準条件（または、お客様がサードパーティーである当該製造者またはサプライヤーと直接締結した該当する契約）を遵守することに同意します。Dell がサードパーティー製販売物に関する請求書を発行した場合であっても、Dell は当該サードパーティー製販売物に対するサポート サービスを提供しません。お客様およびチャネル パートナーは、サポートについて該当するサードパーティーに直接問い合わせるものとします。**サードパーティー製販売物は「現状有姿 (AS IS)」で提供されます。当該サードパーティー製販売物について、Dell に対して保証、損害賠償、または補償を求める請求は明示的に排除します。**Dell は、サードパーティー製販売物の提供およびホスティングをいつでも一時停止または終了することができ、かかる一時停止および終了は、第 3 条（修正）における、APEX サービスの重要な変更とはみなされないものとします。

11. データ保護 :

11.1 **セキュリティ対策** : 本データ保護条項に基づく Dell の義務を制限することなく、Dell は、[APEX 情報セキュリティ対策に関する付録](#) (サブスクリプション期間中に加えられたすべての変更を含みます) (以下「**AISMA**」といいます) に記載されている合理的かつ適切なセキュリティ対策を遵守して APEX サービスまたは関連サービス (該当する場合) を提供するものとします。AISMA および該当するサービス契約 (約款) では、APEX サービス内に存在するお客様のコンテンツに適用される管理的保護対策、物理的保護対策、技術的保護対策、およびその他の保護対策が定義されています。お客様は、お客様のコンテンツに対して、適切なセキュリティ対策を講じる責任を負います。かかるセキュリティ対策には、(a) お客様の従業員もしくはエンド ユーザーまたはその両者に提供するアクセス権を管理すること、(b) APEX サービスを適切に設定すること、(c) お客様のコンテンツの送信時や保管時にそのセキュリティを確保すること (例 : 暗号化) 、および (d) 第 14.2 条 (防止および軽減) の要件に従って、お客様のコンテンツをバックアップすることが含まれます。お客様は、お客様のコンテンツおよびお客様が意図する APEX サービスの利用に適したセキュリティ対策を確実に実施することに対する責任を、お客様が単独で負うことを認識します。また、お客様は、お客様のコンテンツを APEX サービスにアップロードしたとしても、お客様が自己の機密情報を Dell に開示したことにはならないことを認識します。

11.2 **データ処理** : Dell によるお客様に対する APEX サービスまたは関連サービスの提供に、お客様または Dell を適用範囲とし、APEX サービスまたは関連サービスに適用可能なデータ保護法およびプライバシー法 (適用がある場合に、EU 一般データ保護規則 (以下「**GDPR**」といいます) 、英国 GDPR、カリフォルニア州消費者プライバシー法、これらに類似するその他の法律を含みます) が適用される個人データ (Dell が APEX サービスまたは関連サービスの実施において処理する、識別されたまたは識別可能な自然人に関連するあらゆる情報) の処理が伴い、Dell が処理者 (管理者の代わりに個人データを処理する組織) として管理者 (個人データを処理する目的と方法を単独または他者と共同で決定する組織) であるお客様の代わりに個人データを処理する場合、Dell APEX データ処理補遺 (サブスクリプション期間中に加えられたすべての変更を含みます) (以下「**ADPA**」といいます) が処理者である Dell と管理者であるお客様との間において適用されるものとします。Dell は、APEX サービスまたは関連サービス (該当する場合) に関連するデータ処理活動に関して、権限を有するデータ処理者として行動するものとします。お客様は、お客様の従業員もしくはエンド ユーザーまたはその両者に対して必要な法的通知をする責任、およびお客様による個人データの利用、収集、開示、共有、越境転送、処理に関連し、法律が義務付けている同意を取得する責任を負います。

11.3 **義務付けられた開示** : 行政機関または裁判所が Dell にお客様のコンテンツを開示するよう要求した場合、適用法が禁じていない限り、Dell はお客様に通知し、かかる要求の写しを実務上可能な限りすみやかに提供するものとします。Dell は、お客様が要求した場合、お客様が費用を負担することを条件として、開示要求を争うための合理的な措置を講じるものとします。

12. 機密保持 :

12.1 **範囲** : 本契約に関連してお客様または Dell が他方に開示した情報が「機密」またはこれに類似する指定情報として表示または識別されている場合、または受領者が当該情報を機密として合理的に認識すべき場合、当該情報は「**機密情報**」として取り扱われるものとします。機密情報に、(a) 開示者から事前に機密保持義務を課されることなく受領者が正当に保持している情報、(b) 公知である情報、(c) 機密保持の制限を課することなく第三者が受領者に正当に提供した情報、および (d) 開示者の機密情報を参照することなく受領者 (その関係会社を含みます) が独自に開発した情報は含まれません。

12.2 **保護** : 受領者は (a) 本契約で企図されている目的のためにのみ、開示者の機密情報を使用するものとし、(b) (i) 開示者の製品およびサービス (APEX サービスを含みます) に関する技術情報、ならびに未発売の製品およびサービスに関する情報については、無期限に、(ii) その他のすべての機密情報については、受領日から 3 年間にわたり、第三者に対する機密情報の不正開示を防止するものとします。本条項に基づく義務は、本契約の終了後も存続するものとします。

12.3 **例外** : お客様および Dell のいずれも (a) 関係会社、または APEX サービスもしくは関連サービスを提供するために Dell が業務を委託する再委託先もしくはサプライヤーに対し、(それぞれが前述の規定を遵守することを条件として) 機密情報を開示することができ、(b) 行政機関または裁判所が機密情報の開示を要求した場合に、(開示者がかかる開示を争うこと、または保護命令を求めることができるように、法律が認めている場合において、受領者が開示者に合理的な通知をすることを条件として) 機密情報を開示することができます。

12.4 **フィードバック** : お客様がトライアル サービス、APEX サービス、または関連サービスに関連して Dell またはチャネル パートナーに提供するあらゆるフィードバック、改良に関する要望、改善案、提案 (以下「**フィードバック**」といいます) は、Dell の機密情報です。お客様

は、Dell がお客様から制限を受けることなく、また、お客様に報酬を支払うことなく、フィードバックを利用できることに同意し、お客様はフィードバックに関わるすべての権利を Dell に譲渡します。

13. モニタリング： Dell は、APEX サービスをモニタリングし、サービス契約（約款）に詳細に定められているとおり、お客様による APEX サービスの利用に関連するテレメトリー データを収集します。

14. 賠償責任の制限：

14.1 損害賠償金の上限： 本契約に基づいて生じたすべての紛争に関してお客様、チャネル パートナー、および Dell（Dell のサプライヤーおよび関係会社を含みます）が負う賠償責任の上限は、（a）\$50,000（または現地通貨建てでこれに相当する金額）、または（b）紛争を引き起こした事由が生じた時点までの直近 12 か月間にお客様が APEX サービスおよび関連サービスに関してチャネル パートナーに支払った金額のうち、いずれが高い方の金額に制限されます。この制限は、本契約に定める限定的救済がその本質的な目的を果たせなかったと判断された場合であっても適用されます。また、お客様、チャネル パートナー、および Dell（Dell のサプライヤーおよび関係会社を含みます）のいずれも、特別損害、派生的損害、懲罰的損害賠償金、付随的損害および間接損害、ならびに逸失利益、収益の喪失、データの喪失、データの破損、利用不能、代替製品または代替サービスの調達について、責任があると主張されている当事者がかかる損害が生じる可能性があることを知っていた場合であっても、他方に対して責任を負わないものとします。前述の制限および除外事由は、（i）APEX サービスおよび関連サービスに関するお客様の支払い義務、（ii）APEX システムの破損または喪失に対するお客様の賠償義務、（iii）APEX サービスの利用上の制限に対するお客様の違反、（iv）お客様またはチャネル パートナーによる相手方当事者（Dell を含みます）の知的財産権の侵害および不正利用、ならびに（vi）適用法が禁じている状況には適用されません。チャネル パートナー（ならびに Dell、Dell のサプライヤーおよび Dell の関係会社）は、サードパーティー製品、またはフリー ソフトウェアもしくは開発ツール（いずれも EULA で定義）をお客様が使用したこと、またはこれらの使用を試みたことに起因する損害に対する責任を一切負いません。

14.2 防止および軽減： お客様のコンテンツに対する責任はお客様のみが負います。お客様は、お客様の事業におけるお客様のコンテンツの重要性およびデータ保護要件（事業復旧計画を含みます）に応じて、お客様が損害を防止および軽減できるようにする IT アーキテクチャおよびプロセスを導入するものとします。お客様は、（a）定期的な（少なくとも 1 日 1 回の）バックアップ プロセスを設け、Dell が APEX サービスまたはお客様の IT システムに関する修復、アップグレードまたはその他の作業を行う前に関連データをバックアップし、（b）APEX サービスを含め、お客様の IT 環境の可用性およびパフォーマンスを監視し、（c）Dell から、または APEX サービスの通知機能を通じて受信したメッセージおよび警告にすみやかに応じ、お客様が特定した問題がある場合には、それを Dell にただちに報告するものとします。お客様のコンテンツが喪失したことに対する責任が Dell にある範囲において、Dell は、お客様が最後に作成した利用可能なバックアップから、喪失したお客様のコンテンツを復旧するための商業的に合理的かつ慣例的な努力を尽くす際の費用のみを負担するものとします。

14.3 出訴期限： 本条に定めているものを除き、請求はすべて適用法が定めている期間内に申し立てる必要があります。全当事者が法定の出訴期限よりも短い期間を定めることを法律が認めている場合、または法律がいかなる出訴期限も定めていない場合、請求は、紛争を引き起こした事由の発生後 18 か月以内に申し立てる必要があります。

15. 一般条項：

15.1 準拠法、裁判管轄地： 本契約、および本契約もしくは APEX サービスまたはその両方に関連するすべての紛争の準拠法は、法の抵触に関する原則にかかわらず、日本法とします。また、いかなる紛争についても、日本の東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。いかなる場合でも、本契約および紛争には、国際物品売買契約に関する国際連合条約、および統一コンピューター情報取引法を適用しないものとします。

15.2 輸出規制の遵守： お客様は米国、欧州連合、およびその他の該当する法域の輸出管理法および経済制裁法（総称して、以下「適用される輸出規制法規」といいます）の適用を受け、これらを遵守する責任を負います。APEX サービス、関連サービス、およびその他のサービスは本契約に基づいて認められているお客様自身による使用を目的としたものであり、適用される輸出規制法規を遵守している場合を除き、これらを使用、販売、リース、輸出、輸入、再輸出、および移転することはできません。お客様は、自らが、適用される輸出規制法規に基づく経済制裁の対象ではないこと、また、かかる経済制裁の対象である国または領域に居住していないことを表明および保証します。地域特有の制限および適用される輸出規制法規の遵守に関する詳細については、[Dell 輸出規制の遵守](#)をご確認ください。

15.3 独立した契約当事者、第三者の権利：Dell、チャネル パートナー、およびお客様は、本契約に基づくすべての目的において独立した契約当事者であり、事前に書面による承諾を得ずに、相手方当事者に義務を課すことができません。全当事者は、何らかの目的で、いずれかの当事者が相手方当事者の代理人または代表者として行動すること、および全当事者が合弁会社またはパートナーとして行動することを許可する規定を本契約において想定していません。いずれの当事者も相手方当事者の作為および不作為に対する責任を負いません。

15.4 不可抗力：Dell は、自己の合理的な管理が及ばない事情により、履行遅滞が生じた場合、または実務上、履行不可能になった場合、または履行不能に陥った場合には、かかる自己の債務不履行（期間は問いません）に対する責任を負わないものとします。

15.5 譲渡および再委託：チャネル パートナーおよびお客様のいずれも、事前に相手方当事者または Dell から書面による同意を得ずに、本契約、ならびに権利および義務を譲渡、移転および更改せず、本契約の履行を委任しないものとします。なお、かかる同意は不当に差し控えてはならないものとします。前述の規定にかかわらず、(a) Dell は、自己の義務を履行するために、関係会社または他の適格な再委託先に業務を委託することができ（ただし、これらの者による履行に対する責任を Dell が引き続き負うことを条件とします）、また (b) Dell は、お客様およびチャネル パートナーの同意を得ずに、APEX サービスおよび関連サービスに起因して生じた支払いに対する権利を譲渡することができます。

15.6 権利放棄および可分性：本契約のいずれかの規定を執行しなかったとしても、当該規定および本契約のその他の規定を放棄したことに伴うものとはならないものとします。本契約の一部が執行不能とされた場合であっても、残りの規定の有効性に影響が及ばないものとします。

15.7 通知：全当事者は、本契約に基づくすべての通知を書面で行うものとします。お客様およびチャネル パートナーは、APEX サービスの対価を請求する現地の Dell 組織に通知しなければなりません。お客様およびチャネル パートナーは、APEX Console を通じて、または本契約に定める別段の方法で Dell からの通知を受け取ることに同意します。

15.8 言及：お客様は、お客様の機密情報が開示されないことを条件として、Dell が宣伝資料またはマーケティング資料においてお客様を APEX サービスおよび関連サービスの顧客として特定できることに同意します。

15.9 完全合意、矛盾および優先順位、修正：(a) AUP、(b) ADPA、(c) AISMA、および (d) サービス契約（約款）は、それぞれ本契約の一部です。矛盾がある場合、(i) サービス契約（約款）（およびこれに組み込まれているすべての文書）、(ii) 本契約、(iii) AUP、(iv) ADPA、(v) AISMA、の順で優先するものとします。本契約においてハイパーリンクにより参照されているすべてのコンテンツは完全に本契約に組み込まれます。お客様の要求に応じて、当該コンテンツのハードコピーをお客様に提供します。Dell は、自己の単独の裁量により、AUP、AISMA、および ADPA をいつでも変更することができます。Dell は、かかる変更によって第 3 条（修正）における重要な修正が生じる場合、チャネル パートナーに書面で通知するものとします。